

群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門利用細則

平成18. 4. 1 制定

改正 平成19. 4. 1 平成21. 12. 1

平成25. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1 令和 7. 6. 1

(趣 旨)

第1条 群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門の中央図書館、医学図書館及び理工学図書館の利用については、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門利用内規（以下「利用内規」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(中央図書館休館日)

第2条 利用内規第3条第2項の規定により中央図書館が休館する日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 入学試験の日

(2) 群馬大学学則（以下「学則」という。）第19条に定める春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業の期間（以下「休業期間」という。）中の土曜日及び日曜日

(医学図書館休館日)

第3条 利用内規第3条第2項の規定により医学図書館が休館する日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 学則第19条に定める夏季休業期間中の土曜日

(2) 日曜日

(理工学図書館休館日)

第4条 利用内規第3条第2項の規定により理工学図書館が休館する日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 入学試験の日

(2) 学則第19条に定める夏季休業期間中の土曜日

(3) 日曜日

(中央図書館開館時間)

第5条 中央図書館における開館時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 9時から21時まで

土曜日及び日曜日 9時から17時まで

ただし、休業期間にあつては、次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 9時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、中央図書館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(医学図書館開館時間)

第6条 医学図書館における開館時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 9時から21時まで

土曜日 9時から17時まで

ただし、学則第19条に定める春季休業、冬季休業及び学年末休業の期間にあつては、次のとおりとする。

月曜日から土曜日まで 9時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、医学図書館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

3 開館時間以外の特別利用については、医学図書館長が別に定める。

(理工学図書館開館時間)

第7条 理工学図書館における開館時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 9時から22時まで

土曜日 10時から18時まで

ただし、休業期間にあつては、次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 9時から17時まで

2 前項の規定にかかわらず、理工学図書館長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(利用者の厳守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を厳守するものとし、違反した者は、退館させることがある。

(1) 静粛にすること。

(2) 図書その他の物品等を大切に取り扱い、汚損したり無断持出しをしないこと。

(3) 館内では飲食物の持込み及び喫煙をしないこと。

(4) その他他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。

2 前項第3号の規定にかかわらず、中央図書館長、医学図書館長及び理工学図書館長が特例として認めた場所は、飲食することができることとし、館内にその旨を掲示する。

(館外利用)

第9条 利用者は、その都度利用証を提示しなければならない。

2 中央図書館における図書の貸出しの冊数及び期間は、別表第1に定めるとおりとする。

3 医学図書館における図書の貸出しの冊数及び期間は、別表第2に定めるとおりとする。

4 理工学図書館における図書の貸出しの冊数及び期間は、別表第3に定めるとおりとする。

5 第2項、第3項及び前項の規定にかかわらず、中央図書館長、医学図書館長及び理工学図書館長が必要と認めたときは、貸出しの冊数及び期間を変更することができる。

6 学外者への貸出しは、一般図書のみとする。

7 所定の期日を過ぎて資料を返却したときは、延滞日数に応じて資料の貸出を停止する。貸出停止期間については、別表第4に定めるとおりとする。

(雑 則)

第10条 この細則を閲覧に供するため、常時閲覧室に備え付けるものとする。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、総合情報メディアセンター長が行う。

附 則

この改正は、令和7年6月1日から施行する。

別表第 1（第 9 条第 2 項関係）

利 用 者	冊 数	期 間
教 職 員	20冊以内	30日以内
大 学 院 生	15冊以内	30日以内
学 部 学 生	10冊以内	2 週間以内
名 誉 教 授	20冊以内	30日以内
学 外 者	5 冊以内	2 週間以内

別表第 2（第 9 条第 3 項関係）

利 用 者	冊 数	期 間
教 職 員	5 冊以内	2 週間以内
大 学 院 生	5 冊以内	2 週間以内
学 部 学 生	5 冊以内	2 週間以内
名 誉 教 授	5 冊以内	2 週間以内
学 外 者	2 冊以内	2 週間以内

別表第 3（第 9 条第 4 項関係）

利 用 者	冊 数	期 間
教 職 員	10冊以内	2 週間以内
大 学 院 生	10冊以内	2 週間以内
学 部 学 生	12冊以内	2 週間以内
名 誉 教 授	10冊以内	2 週間以内
学 外 者	5 冊以内	2 週間以内

別表第 4（第 9 条第 7 項関係）

延滞日数	貸出停止期間
8 日以上 30 日未満	返却した日から 7 日間
30 日以上 60 日未満	返却した日から延滞した日数の間
60 日以上	返却した日から 60 日間